

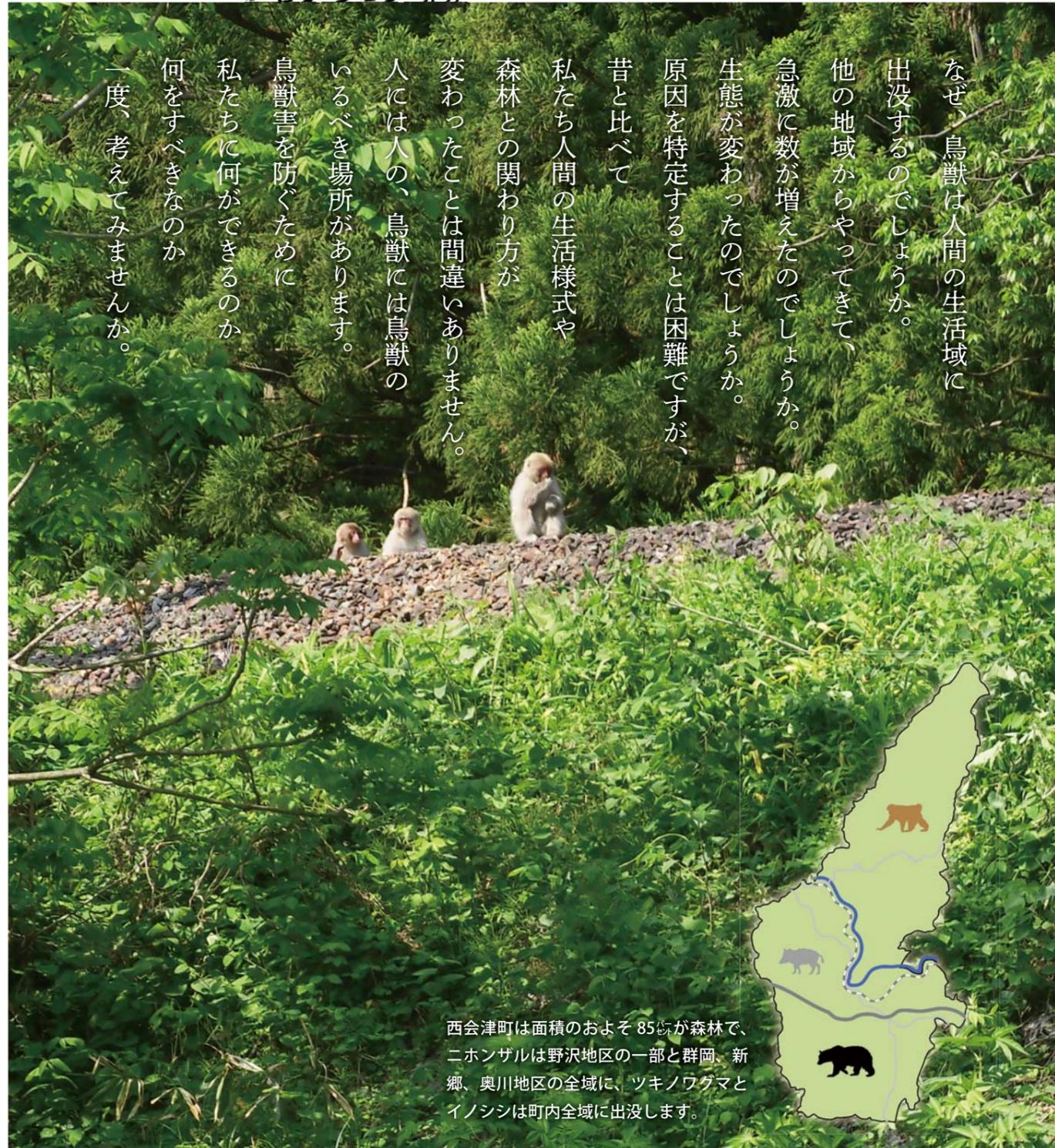


鳥獣害を考える

特集



上野尻地区に設置している町所有のセンサーカメラに写ったツキノワグマ



西会津町は面積のおよそ85%が森林で、ニホンザルは野沢地区の一部と群岡、新郷、奥川地区の全域に、ツキノワグマとイノシシは町内全域に出没します。

なぜ、鳥獣は人間の生活域に出没するのでしょうか。他の地域からやってきて、急激に数が増えたのでしょうか。生態が変わったのでしょうか。原因を特定することは困難ですが、昔と比べて私たちが人間の生活様式や森林との関わり方が変わったことは間違いありません。人には人の、鳥獣には鳥獣のいるべき場所があります。鳥獣害を防ぐために私たちに何ができるのか何をすべきなのか一度、考えてみませんか。

皆

さんは、町の鳥獣害の現状を知っていますか。

集落と森林が隣接している本町では、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシなどによる農作物などの被害が発生し、その被害は近年増加傾向にあります。

なぜ、鳥獣は人間の生活域に出没するのでしょうか。他の地域からやってきて、急激に数が増えたのでしょうか。生態が変わったのでしょうか。原因を特定することは困難ですが、昔と比べて私たち人間の生活様式や森林との関わり方が変わったことは間違いありません。

薪や炭を作るために森林を活用していた昭和40年代までは、誰もが山に入り、手入れを行っていました。どちらかというと、鳥獣の生活域に人間が立ち入っていたのかもしれない。

しかし現在では、人が山に入らなくなった分、鳥獣の生活域が拡大して頭数も増加し、鳥獣が餌やなわばりを求めて農地や集落内にも出没するようになりました。

また、人間が作ったおいしい作物などを一度食べてしまうと、山にある餌よりも人が作ったものを求めて私たちの生活域に頻繁に出没する傾向があります。

鳥獣には学習能力があり、おいしい餌が食べられる場所には何度も姿を現すのです。反面、警戒心が強いので、何度も追い払われたり、猟銃で仲間が捕獲されたり、電気柵で感電したりすると、「怖い場所」「行ってはいけない場所」として認識し、その場所にはもう来なくなることもあります。

町では、これまでもさまざまな対策を講じてきました。しかし、鳥獣害対策はすぐに効果の出るものが少なく、継続して対策を続ける必要があります。鳥獣害を減らすためには、町民の皆さんと行政等との協働による、今後の対策が重要な鍵を握ります。



被害状況と、その対策

町内の鳥獣害は、主にニホンザル、ツキノワグマ、イノシシが原因。

ニホンザル

■生息状況

現在、町内には12群、約700頭のニホンザルが生息していると推測されます。その活動域は、野沢地区の一部と群岡、新郷、奥川地区の全域にわたり、町の面積の約7割にも及びます。

頭数が増加しており、分裂して活動域を広げる可能性がある群れへの対策が急務となっています。

の鳥獣害防止パトロールを実施しています。群れの位置を把握するため、箱かなで捕獲したサルに発信機を取り付けて群れに戻し、町が所有する受信機で位置を確認しています。

近年では、住宅内に侵入する悪質な群れや、群れ自体の

本町では、ニホンザルによる農作物被害が最も大きくなっています。高齢化や作付面積の減少によって被害面積、被害額は共に横ばいとなっていますが、現状の被害が続く場合、生産意欲の減退や耕作放棄地の拡大が懸念されます。



■位置の把握と追払い

町では、5月中旬から11月中旬まで、町猟友会に委託し、2人体制で



写真=捕獲したサルに発信機を装着

ツキノワグマ

■出没・被害の傾向

町内では餌となる木の実が1年おきに豊作となる傾向があり、豊作の年は子グマがたくさん生まれ、翌年の春にツキノワグマの目撃回数が増加する傾向にあります。今のところ、平成22年や24年などの偶数年にクマが大量に出没し、農作物被害も多く発生する傾向にあります。

が住宅のそばにあると、クマを呼び寄せてしまうことがあります。集落内の環境点検が条件となりますが、町では未利用果樹木を伐採できる補助事業を実施しており、平成29年度には下野尻地区で実施しました。

また、集落周辺の森林を間伐し、クマが出没しにくい環境を整備する事業にも計画的に取り組んでいます。平成29年度には、下小屋地区と萱本地区で実施しました。



写真=サルやクマによる農作物の被害とイノシシによる水田の掘り起こし被害

イノシシ

■増加する被害

町内全域で農道や水路の掘り起こしがみられるほか、収穫間近の水田に侵入し、踏み倒す被害も発生しており、早急な対策が必要です。イノシシは一度に8頭程度の子を産むため、増加するスピードが他の鳥獣より速いのが特徴で、頭数が増えれば被害も拡大し、浜通りや中通りのように日中でも活動するようになります。昨年、夏場に「くくりわな」を1カ所に複数設置し捕獲を試みましたが、まだ絶対的な頭数が少なく、移動範囲も広いいため、捕獲することができませんでした。しかし、昨年度のイノシシの狩猟期間（11月15日～翌年3月15日）には過去最高の30頭を捕獲しており、間違いなく頭数は増加傾向にあります。

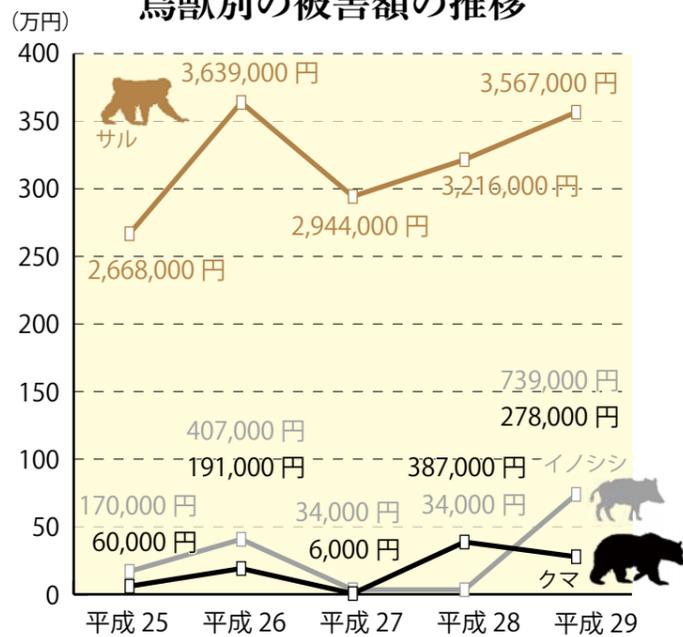


イノシシが嫌がる農地周辺の藪を刈り払い、イノシシが嫌がる青い光を出す装置を設置すると、警戒し近寄らなくなりやすくなります。しかし、一度安全な侵入経路を見つれると警戒しなくなってしまうので、定期的に装置の位置を変えるなどの対策が必要です。

効果的な対策はイノシシは、侵入経路とな

猪苗代町など、被害が拡大している市町村で導入している最も効果的な対策は、電気柵です。しかし、電気柵は設置済みの農地を守ることにはなりますが、設置されていない農地に被害が集中することがあるため、地域での話し合いが必要で、また、被害の対策が農道や水路、水田など広範囲にわたること、さらには設置費用が高額であることから、集落単位での取り組みが重要です。

鳥獣別の被害額の推移



平成29年度の被害額内訳

野沢	322,000円
尾野本	126,000円
群岡	647,000円
新郷	1,171,000円
奥川	2,318,000円

総被害額
4,584,000円

地区	サル	クマ	イノシシ
野沢	183,000	61,000	78,000
尾野本	0	64,000	62,000
群岡	647,000	0	0
新郷	1,041,000	130,000	0
奥川	1,696,000	23,000	599,000
計	3,567,000	278,000	739,000

[単位：円]

※被害額は、生産者などから申告のあったものを町が集計しています。



地域に合った対策を協働で実施。

3自治区のモデル事例

■モデル事例1「二ホンザル」 集落での追い払い (安座自治区)

二ホンザルの群れは、以前安座自治区にも出没していました。しかし安座地区では、サルが出没するたびに集落のみんなで協力しながら繰り返し追い払いを行い、サルに「こはだめだ」「行っても餌を得られない」ということを学習させました。この取り組みが功を奏し、近年はサルが全く出回していません。

追い払い用の花火



追い払いの講習会

追い払いの方法について集落全体で話し合い、実践してみませんか。群れの動きや頭数などの情報を提供することもできますので、お気軽にご相談ください。

では、イノシシによる農道や水路の掘り起こし被害に加え、収穫間近の水田にイノシシが侵入して踏み倒し、収穫できなくなる被害も発生しました。

■モデル事例2「イノシシ」 電気柵の広域設置 (松峯自治区)

林道に沿って広範囲に水田が整備されている松峯自治区

町と自治区の皆さんで地区の農地の地図を見ながら話し合いを行ったところ、電気柵を個人で設置した農地には全く被害がなかったことが分かりました。

しかし、全農地を電気柵で覆うことは難しいので、松峯自治区では「守る農地」を話し合いで決め、農地の集約化を図りました。

本年度、町の補助や多面的機能直接支交付金を活用して、農地の周囲に約2kmの電気柵を設置する予定です。

県喜多方農業普及所でも松峯自治区をモデル地区に設定していることから、町では、県と連携しながら支援していきます。

■モデル事例3「二ホンザル」 群れに対する複合対策 (中町自治区)

中町自治区周辺に出没する二ホンザルの群れは、空き家や小屋に侵入するなど、人あまり恐れず、そのままエスカレートすると人に危害を加える恐れがありました。

しかし、幸いなことに、その悪質な群れは頭数が減少したため、80頭を超える大きな群れに吸収されたようです。今後は真似をするサルが増えないよう、群れ全体を管理する必要があります。

また、共同で設置している電気柵の管理指導を行うほか、専門員は狩猟免許と猟銃を所持しているので、猟銃による駆除、箱わなを設置しての捕獲にも取り組みます。

本年度は、複数頭を一度に捕獲できる大型の箱わなを設置し、群れの頭数管理を行います。

町では、中町自治区のように取り組みをモデルに、他の地区にも複合対策を波及させ、専門員がその取り組みを継続的に支援する体制を整えていきます。

INTERVIEW 1

鳥

獣害対策には、使わない果樹や立木を伐採して鳥獣が出にくい環境をつくる「環境整備」、電気柵や花火などで鳥獣を追い払い被害を軽減する「被害防除」、そして出没した鳥獣を捕まえる「有害捕獲」があります。この3つは、どれが一番大切というものではなく、全部必要な対策です。

もちろん、農家の皆さんがこれらを全て行うことは難しいと思います。ですから、できることから協力をお願いします。

たいと考えています。金銭的な負担をかけてしまう場合もありますが、なるべく皆さんの負担にならないよう、知恵を絞って実施方法や計画などを提案しますので、ご協力をお願いします。

町のサルの状況は、正直良くありません。人を恐れないサルも多いので、このまま何もしないのでは人的被害につながる恐れもあります。そうしたことを未然に防ぐためにも、一緒に鳥獣害対策に取り組んでいきましょう。

知恵を絞って実施方法などを提案するので、一緒に対策に取り組みしましょう



鳥獣被害対策専門員
おぎはら けんすけ
萩原 謙介さん

INTERVIEW 2

松峯自治区の取り組みが他の地域の参考になればうれしい



松峯自治区役員
ふみお
矢部 文雄さん

松 峯自治区では、イノシシによる水田などの被害を防止するために町と自治区で話し合い、農地の周囲に電気柵を設置することにしました。

電気柵は、電線に草などが触れるとそこから漏電し、効果が薄れてしまうので、設置時の除草シート張りや小まめな柵周りのチェック、草刈りなど、管理が大変な部分もあります。しかし、効果はあり

ます。実際、昨年から個人的に電気柵を設置していた農地には被害がありませんでした。イノシシは、これからもっと増えていくかもしれません。「せっかく作った作物が収穫できない」なんてことにならないよう、対策はした方がいいと思います。地域よって適したやり方は違うかもしれませんが、松峯自治区の実績が他の地域の参考になればうれしいですね。



■担い手の確保が必要
近隣の市町村では、高齢により狩猟免許を更新しない人が増えたことに加え、新規に狩猟免許を取得する人が減少し、猟友会の会員が減少傾向にあります。近隣市町村に比べると、町猟友会は会員数の



薄友喜町長が委嘱状を交付

鳥獣被害対策実施隊

■町と猟友会が協働

町では、農林振興課の職員と狩猟免許を所持する猟友会の会員で「鳥獣被害対策実施隊」を組織しています。

平成30年度は、過去最多の29人で活動し、捕獲用の箱わなの設置や、集落周辺に出没した鳥獣の緊急捕獲活動などを行います。

②狩猟免許
銃猟、わな猟などの種類があり、銃猟は、空気銃のみ使用できる第2種と火薬を使用する銃を扱える第1種があります。

①銃砲所持許可
警察署で手続きを行う、銃を所持するための手続きで、講習や学科・実技の試験などを行います。

猟銃を使用するには2つの資格が必要

今後実施隊員が減少すると、わなを設置したり、猟銃で捕獲したりすることが難しくなり、鳥獣害が拡大してしまう恐れがあります。

維持ができています。しかし、鳥獣害が増加傾向にある現在、十分な人数が確保されているとは言えません。



写真=平成30年2月に開かれた町猟友会の巻狩りでの集合写真

鳥獣に立ち向かう

町民と農作物を守るために。

猟友会に所属する若手狩猟者の声

INTERVIEW 3



猟友会会員・鳥獣被害対策実施隊員

まこと 佐藤 誠さん

まずは自分の住んでいる地域から追いかけてやパトロールなどの活動を行い、鳥獣による被害の軽減を図れば

森

林組合に勤めている私は、仕事で山に入り、サルやクマなどの鳥獣と遭遇することが多くあります。鳥獣による森林の被害はもちろん、農作物の被害を目的にするものも多く、自分でも何かできないかと考えていました。そんなとき、猟友会の方から声を掛けてもらったことがきっかけで資格を取る決心をしました。猟銃に関する2つの資格を取得した後は、猟友会や鳥獣被害対策実施隊の活動に何度か参加しています。まだ鳥獣を捕獲したことはありませんが、活動では、猟銃を持つことはもちろん、山に入ると獲物を追うなど、普段はできない経験が得られます。狩猟者となったからには、大きな獲物を捕獲してみたいという気持ちもあります。しかし、一番大切なのは鳥獣害を減らすことです。まずは自分の住んでいる地域から、追いかけてやパトロールなどの活動を行い、被害の軽減を図っていかねばと思っています。

猟友会による鳥獣害防止パトロール



↑車に乗って町内全域を毎日パトロール（月曜～金曜日）。「サルは車を覚えっから、他の車だと何ともねえのに、この車見つけると逃げていくんですよ」（高橋さん談）

パトロールを行うのは主にこの3人



高橋 秀雄さん 新田 啓一郎さん 坂井 雄司さん



←受信機の反応を見ながらサルの群れがどこにいるかを確認します。その日の最後に群れがいた場所から次の日の群れの動きを予測し、「サル予報」を出します。



↑パトロールの途中で近くに群れがいる場合は捕獲作戦を行うことも。また、自治区などから鳥獣の目撃情報が寄せられた場合は現場に向かいます。



地域住民と町が協働で鳥獣害対策に取り組みむために。

町の取り組みと支援

有害鳥獣対策協議会

自治区長の代表、農林業団体、狩猟者団体の代表で有害鳥獣対策協議会を組織して対策に取り組んでいます。

協議会では、県から鳥獣被害防止総合対策交付金を受け、パトロールや活動域調査のほか、捕獲用のおり、受信機の購入などの鳥獣被害対策を実施しています。

町が直接受ける交付金と併せ、町と協議会が役割分担をしながら、効果的な対策を実施しています。

広域協議会に加入

行政の区域をまたいで移動する鳥獣に対応するため、町

では昨年11月に喜多方市、北塩原村、猪苗代町、磐梯町で組織していた会津北部地域鳥獣被害防止広域対策協議会に加入しました。今後は、イノシシ対策を先進的に実施している猪苗代町と情報を共有し、サルが群れが歩き来する喜多方市とも連携して対策を行うことができます。

町の各種支援

■狩猟免許取得補助

有害鳥獣駆除を実施するために銃砲所持許可、狩猟免許を取得した場合、取得費用の一部を補助します。

◎補助額

補助対象経費（講習射撃受講料、交通費等）の2分の1（上限5万円）

■電気柵設置補助

鳥獣による農作物の被害を防ぐための電気柵購入費用の一部を補助します。

個人設置の場合と、共同で設置する場合で補助の割合が違います。共同で設置する場合は購入費用も抑えられるため、より大きな面積に設置できます。町では共同での設置

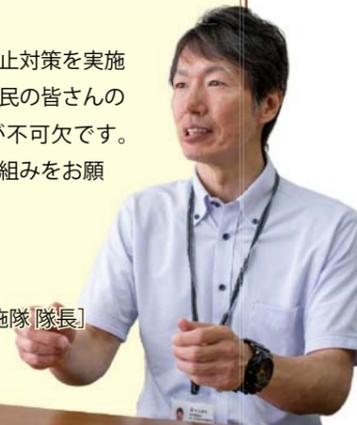


被害への「対応」から被害防止の「対策」へ

農作物の被害が発生し、追い払いなどの「対応」はこれまでも迅速に実施してきました。しかしこれからは、専門員の設置を契機に一步踏み込んだ「対策」に取り組んでいきたいと考えています。

効果的な被害防止対策を実施するためには、町民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。町と協働での取り組みをお願いします。

農林振興課長
[鳥獣被害対策実施隊 隊長]
岩淵 東吾



鳥獣害に対する効果的な取り組みは、町民の皆さんの協力がなければできません。

皆さんは、町が行っている対策をどのくらいご存知でしょうか。町からの情報提供の機会が少なく、周知が十分ではなかったかもしれません。

町では現在、広域協議会に加入したことで他の市町村との情報交換の機会が増え、他の地域の先進的な取り組みにより多く知ることができるようになりました。先進的な市町村では、地域住民の皆さんが有害鳥獣に関する情報を十分に得ていて、やらなければならぬ対策を自らが実施しています。情報を行政と共有し、対策を実施するのに必要な支援を行政が行っている形です。

鳥獣害に対する効果的な取り組みは、町、猟友会、協議会だけでは実施できません。

町民の皆さんの協力がなければ、有害鳥獣による被害を軽減することは困難です。モデル事例で紹介した安座自治区のように、短期間に集中して行った取り組みが被害防止につながった事例もあります。

鳥獣害対策は、鳥獣の特性を知らなければできませんし、どのような対策が効果的なのか理解していただければ、有効な対策になります。

近年、近隣市町村でも鳥獣被害対策専門員を配置する傾向にあり、町民と行政のつなぎ役としての役割を担っていくことが期待されています。

町でも、萩原専門員を中心に、地域の皆さんと手を取り合いながら、協働による被害防止対策に取り組んでいきたいと考えています。



写真＝集落に出没したクマの痕跡を探す鳥獣被害対策実施隊の皆さん（平成28年7月撮影）